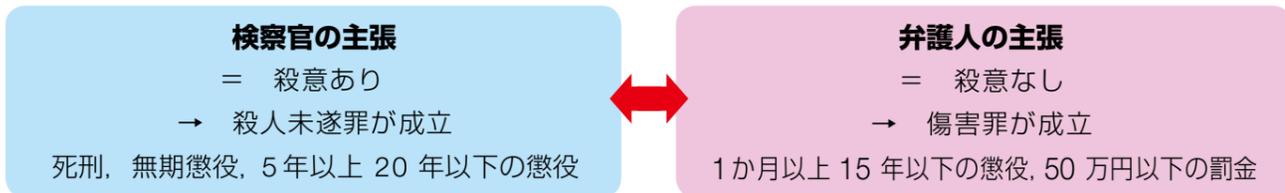


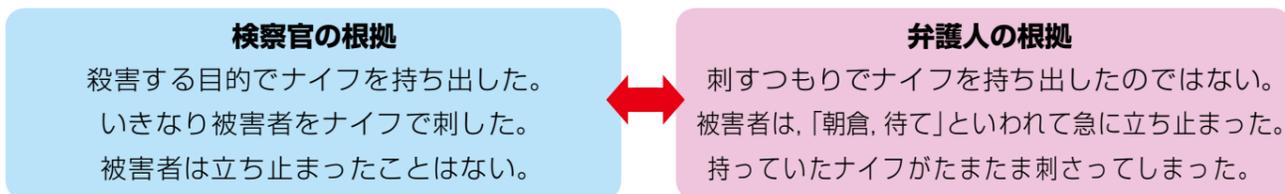
## この事件の争点は？

被告人・中原が被害者・朝倉の背中をナイフでけがをさせたことについては、検察官・弁護人ともに争っていません。この事件では、「殺意」があったかが争われました。もし、殺意が認められると、「殺意をもって刺したが、結果的には死ななかった」ということになるので「殺人未遂罪」が成立します。条文では「殺人未遂罪」の刑は、死刑、無期懲役または5年以上20年以下の懲役とされています。これに対し、殺意までは認められなければ、「傷害罪」が成立するにとどまります（殺意までは認められないとしても、けがをさせることについて故意は認められます）。「傷害罪」の刑は、1か月以上15年以下の懲役または50万円以下の罰金とされています。



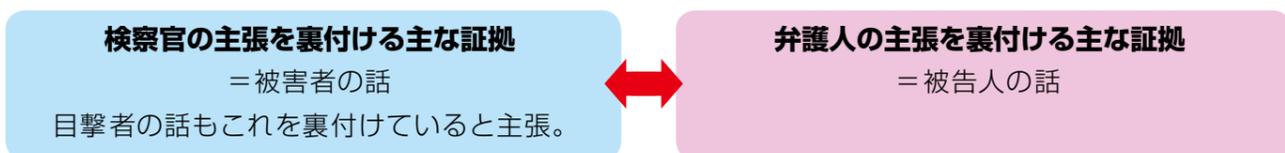
## 検察官・弁護人の主張の根拠は？

検察官は、被告人は初めから被害者を殺すつもりでナイフを持ち出し、実際に被害者を刺したものであると主張しました。その根拠として、果物ナイフという凶器を持ち出したという事実や、被害者が立ち止まったことはないという事実などを挙げました。これに対し、弁護人は、被告人は体格で勝る被害者に反撃された場合に備えてナイフを持ち出しただけで、刺すつもりはなかった、被害者が急に立ち止まったため、持っていたナイフが刺さってしまっただけであると主張しました。



## 主張を裏付ける証拠は？

被告人がいきなり被害者を刺したのか、それとも、持っていたナイフがたまたま刺さってしまったにすぎないのか。検察官はどのようにして証明しようとしたのでしょうか。検察官は、被害者の話によって証明しようとしていました。また、事件が発生する前後の状況を目撃していた主婦（目撃者）の話もそれを裏付けていると考えました。一方、弁護人は、被告人の話によって証明しようとしていました。また、婚約者も事件現場の近くにいましたので、婚約者がどのような話をするのかもポイントになりそうです。



婚約者はどのような話をするのか？

この映画は、「評議」のシーンを中心とするドラマです。そこで、この映画の中でどのようなことが議論されたのか、もう一度振り返ってみましょう。

## 1日目の評議

裁判員は、初めての法廷を終え評議に臨み、さぞや緊張することでしょう。また、人前で意見をいうのも慣れていないかも知れません。そこで、まずは、緊張をほぐし、裁判員が裁判に参加するにあたって感じた基本的な疑問点について、裁判官から説明しました。

**松井裁判員「私の判断が被告人の方の人生を左右するなんて、肩の荷が重すぎます」**

1人で裁判の結論を決めるのではありません。みんなが納得できる結論に至るために、裁判員と裁判官の9人で、真剣に議論を行うことが大切と考えています。

**西出裁判員「毎日、家計のやりくりや夕飯の献立に悩んでいる普通の主婦に、いきなり殺意がどうのなんて言われても、わかりません」**

裁判員に求められているのは、難しい法律判断ではありません。裁判員が行うのは事実認定です。裁判の場に出された証拠（証言等）をもとに、事実があったかなかったかを判断します。これは皆さんが日常的に行っている判断と本質的には変わらないものです。

**大沢裁判員「殺意があったかどうかなんて、本人にしかわからないことだと思います」**

たしかに、人の心の中を直接確認することはできませんが、例えば、毒薬を用意した場合や、ビルの10階から人を突き落とした場合には、殺意があったといえるでしょう。このように、被告人の行動などからある程度推測することはできるものです。

## 2日目の評議

2日目は、法廷で証人尋問が行われました。そこで、その日に行われたことを振り返り、裁判員と裁判官全員がこの事件に関する問題意識の共通化を図っています。

**大沢裁判員「刺さってしまったと、刺されたとじゃ、全然違うよな。」**

被害者は、途中で立ち止まることなく、いきなり刺されたと言っています。しかし、被告人は、被害者が急に立ち止まったので、持っていたナイフが刺さってしまったと言っています。被害者と被告人で話が食い違っています。

**小池裁判員「婚約者の真由美さんの供述は、なんであんなにはっきりしないんだろう」**

婚約者は、今回の事件を一番近くで見ていたはずですが、それなのに、被告人・中原が意識的に刺したのか、被害者が急に止まったので刺さってしまったのか、はっきりした供述をしません。どうしてこのような供述になるのでしょうか。この事件のポイントの一つです。

**藤原裁判長「しかし、まだ無理に結論を出す必要はありません」**

2日目までは、まだ全ての審理を終えていません。被告人の言い分は3日目に聞くことになっていきますし、検察官、弁護人側双方の最終的な意見もまだ聞いていません。全ての審理が終わる前に結論を出すべきではありません。

